株 主 各 位

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記により開催いたしますこと、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が全国規模で懸念されている最中の株主総会 開催について慎重に検討いたしました結果、当社は、現在の状況が解消される見通し が不明確なこと、株主総会を延期した場合、株主総会の開催までに数か月の期間を要 することが見込まれ、その期間に新役員の選任も出来ないなど、経営への影響も避け られないこと等から、感染予防及び拡散防止措置を講じることを前提に、下記のとお りご案内の上、予定どおり株主総会を開催することといたします。

この点、次頁の〔当社第28期定時株主総会における新型コロナウイルスの感染防止対応について〕をご覧いただき、その主旨につきまして、株主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

お手数ながら本招集ご通知内「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙又はインターネットにより賛否をご表示いただき、令和4年5月26日(木曜日)午後6時までに事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日 時 令和4年5月27日(金曜日)午前10時 (受付開始・開場:午前9時30分)
- 2. 場 所 東京都練馬区練馬 1-17-37 練馬文化センター 大ホール (こぶしホール) (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項 第28期(自 令和3年3月1日 至 令和4年2月28日) 事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 定款一部変更の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和4年5月26日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

4頁から5頁までに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、令和4年5月26日(木曜日)午後6時までにご行使ください。

以 上

[当社第28期定時株主総会における新型コロナウイルスの感染防止対応について]

<株主様へのお願い>

「ご出席及び議決権行使に関するお願い〕

- ・<u>ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、その他健康状態にご不安を感じられる方におかれましては、株主総会へのご出席をお控えいただくことを強くお勧めいたします。</u>
- ・他の株主様の健康・安全の確保のため、発熱が確認された方、異常な症状が確認された方、その他ご出席いただくことが適切でないと判断される方につきましては、ご出席をお断りさせていただく(又は、退席をお願いする)ことになりますので、あらかじめご了承ください。

[会場でのお願い]

- ・マスクの着用や会場各所に設置するアルコール消毒液での消毒をお願いいたします。
- ・会場内で体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフからお声掛けさせていただきます。 また、株主様ご自身の体調に異変を感じられた場合には、お近くの運営スタッフにお声掛けく ださい。

く当社の対応>

・本総会運営につきましては、感染拡大防止を目的とした開催時間の短縮化を図るため、報告事項や決議事項のご説明を含めまして、例年よりも大幅に短縮させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しをいただきますようお願い申し上げます。また、定時株主総会後に開催しております「経営近況報告会」につきましても本年は中止とさせていただきます。

- ・運営スタッフは、検温を含め体調を確認した上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・株主席へのご案内の際には、詰めて座っていただくのではなく、できるだけゆとりのある配置で座っていただけるようにいたします。
- ・会場各所にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・接触による感染予防及び拡散防止のため、今回は株主総会でのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。
- ●株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトhttps://www.broccoli.co.jpに掲載させていただきます。

また、当社株主総会に関する株主様へのお願い等につきましても、今後の状況変化によっては同様に当社ウェブサイトにて更新いたしますので、適宜ご確認いただけますと幸いに存じます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了 承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブ サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記のアドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って 替否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、<u>令和4年5月26日(木曜日)午後6時まで</u>となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4.「パスワード」及び「議決権行使コード」のお取扱いについて

- (1)「パスワード」は、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2)「パスワード」は一定回数以上間違えると使用できなくなります。「パスワード」の再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」は、本総会に 限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合 は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
 - イ. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

ロ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

「電話」0120 (782) 031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

事 業 報 告

(自 令和3年3月1日) 至 令和4年2月28日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社が属するエンターテインメント業界では、国内外のスマートフォンゲーム市場の成長・国内家庭用ゲーム市場のゆるやかな拡大を背景に、ゲームコンテンツ市場と関連するキャラクター市場が世界的にも長期的に高成長が続くと見込まれておりますが、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が停滞し、令和4年に至りましても、一部では持ち直しの動きが見られますが、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況下における、当事業年度(自 令和3年3月1日 至 令和4年2月28日)の経営成績概況は、以下のとおりであります。

「うたの☆プリンスさまっ♪」におきましては、令和3年4月より全国のファミリ ーマートにて「うたの☆プリンスさまっ♪ Shining Live」コラボキャンペーンを開 催。同月に、株式会社丸井グループ開催にてイベント「PRINCE CAT-SPRING HAS COME-」を開催いたしました。6月には10周年を記念した「UTA☆PRI EXPO-10th Anniversary-」を開催、当イベントでは、これまでの歴史を振り返る展示やステージ 衣装の他、新作ミュージックビデオの上演も行い、皆様から温かいコメントを沢山頂 戴いたしました。7月から夏季限定ショップ「SHINING STORE」を運営。8月には全編 3Dによるライブ公演「うたの☆プリンスさまっ♪ SHINING STAR STAGE -LOVE in DREAM-| (主催:うたの☆プリンスさまっ♪ SHINING STAR STAGE製作委員会)を開催。 9月は「京都国際マンガ・アニメフェア(京まふ)2021」に出展、10月にはコスメブ ランド「Metamorphose」イベントを株式会社丸井グループ全国 9 カ所にて開催いたし ました。また、株式会社ハピネットと共同企画「ブロッコリーくじ うたの☆プリンス さまっ♪ Shining Live Love My Idol! アナザーショットVer.」を全国のファミリー マートにて展開。さらに、令和2年4月より延期していたライブ公演「うたの☆プリ ンスさまっ♪マジLOVELIVE 7th STAGE」を埼玉のメットライフドーム(当時)にて開 催(主催: UTA☆PRI-MOVIE PROJECT)、入場規制もある中、ライブ・ビューイング、初 のオンライン配信も実施いたしました。12月には「三井ガーデンホテルズ」とのコラ ボ企画「Grand Shining Hotel」がスタート、大変好評により期間を延長し開催を継続 しております。同じく12月に株式会社バンダイナムコアミューズメント運営のCG STAR LIVE「ST☆RISH SECRET PARTY!」、「QUARTET NIGHT LIKE A GAME」が再演。12月より

年明けにかけまして、株式会社アニメイトと「ブロメイト」を開催。「うたの☆プリンスさまっ♪」だけでなく、「神々の悪戯」「殺し屋とストロベリー」「ジャックジャンヌ」などのグッズ販売を展開いたしました。1月からは「PRINCE CAT&ぬいスタースペシャルイベント2022」を株式会社丸井グループにてスタートいたしました。これら多数のイベント、コラボ企画を開催いたしました結果、売上は前年度並みを確保することができました。

関連CDでは、3月にQUARTET NIGHTのアイドルソング 2作、6月に「うたの \diamondsuit プリンスさまっ \blacktriangleright 10th Annivarsary CD」全3種、8月に「Shining All Star CD3」初回限定盤を含む全12種発売。いずれもオリコン週間シングルランキング上位にランクインいたしました。さらに、10月にHE \bigstar VENSの2ndミニアルバム「One Day」を発売。2月にShining LiveドラマCD「久遠(くおん)を結びし愛しき縁(えにし)」を発売いたしました。これらの結果、関連CDは、前年度を上回る売上高・売上総利益を確保いたしました。

関連ゲームソフトでは、12月に「うたの☆プリンスさまっ♪All Star for Nintendo Switch」を発売いたしましたが、移植版としても発売タイトル数は前年度より少なく、売上高、売上総利益は前年度を下回りました。

3月にNintendo Switch™用ゲームソフトを発売いたしました「ジャックジャンヌ」につきましては、9月に音楽CD 2作品を発売(1作品は発売元:株式会社 SCHOLE)、うち当社発売の「ジャックジャンヌ VOCAL COLLECTION」は、オリコン週間アルバムランキング6位にランクインすることができました。同月、発売半年を祝う「ジャックジャンヌハーフアニバーサリー」企画を発表。アニメイト池袋本店での「ジャックジャンヌ」ハーフアニバーサリーショップ等を開催いたしました。これらの結果、Nintendo Switch™用ゲームソフトのダウンロード販売も順調に継続しており、今後も更なるコンテンツの成長に向け、新たな施策を進めております。

他社ライセンスグッズにつきましては、他社主催のライブイベントが順調に開催され始めたことや、新作TVアニメ放映に併せたグッズが好評であったこと等により、前年度を上回る売上高・売上総利益を確保いたしました。

本年 7 月に発売10周年を迎えるトレーディングカードゲーム「Z/X -Zillions of enemy X- (ゼクス ジリオンズ オブ エネミー エックス)」は、10月に発売した「極点 超越編 無限<アンリミテッドブースト>」にて行った商品構成の見直しがユーザーの 高評価につながったことから、復調基調に入り、続いて10周年を記念して11月に受注 を開始した通販限定カードパック「テンス・アニバーサリー」が大変好評であった結果、前年度同様の売上高、売上総利益にまで回復しました。

販売費及び一般管理費につきましては、6月に開催した10周年記念イベント運営費や新作ゲーム発売に伴う販促費が上半期において増加したこと等により、1,622百万円(前期比18.8%増)となりました。これらの結果、当事業年度の売上高は6,563百万円(前期比4.1%増)、営業利益283百万円(同70.7%減)、経常利益312百万円(同68.7%減)となりました。当期純利益につきましては、一部着手していたゲームの開発中止を第2四半期に決定し、特別損失59百万円を計上いたしましたことなどの結果、168百万円(同67.7%減)となりました。

(2) 設備投資等の状況

特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

— 8 **—**

(4) 対処すべき課題

当社は令和2年2月期を初年度とする3ヶ年の中期経営計画を策定しておりますが、計画策定時に前提としていた事業環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大、長期化の影響を受け大きく変化しており、経営環境への影響が見通せない状況が継続していることに加え、この3ヶ年で計画していた各種施策の遅れも発生いたしました。その為、令和3年3月30日の当社取締役会において計画期間1年延長を決議し、令和5年2月期までの4ヶ年計画といたしました。

最終年度であります令和5年2月期におきましては、この事業環境変化に応じた必要な対応を図り、「選択と集中で既存事業の安定化と新たなコンテンツ創出の推進」を優先して対処すべき課題として捉え、次期中期経営計画を見据えた事業基盤を固めるため、大きく分けて次の3点に注力し取り組んでまいります。

- 1. 既存事業への取組みに特化し確実な収益基盤事業とする
 - ・「うたの☆プリンスさまっ♪」のEvergreenコンテンツ化への展開をさらに進める
 - ・「Z/X -Zillions of enemy X-」の収益安定化をはかる
 - ・リアルグッズにおける安定したヒットメーカー体制確立への取組みの継続
 - ・「ジャックジャンヌ」のヒット&ブレイクへ
- 2. 選択と集中による新たなコンテンツの創出を継続する
 - ・新規コンテンツ開発への積極的な投資を継続するとともに新たなビジネススキー ムを模索する
 - 新作トレーディングカードゲームと「Z/X -Zillions of enemy X-」を両輪とし、カードゲーム部門の収益の柱とする
- 3. 事業成長を支える最適な経営支援体制を構築する
 - ・環境の変化に対応した社内制度/業務体制を構築、強化を推進する

以上の施策をもって、新たな事業環境に対応する足場を固めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項	目	\	期	別	第25期 (平成31年2月期)	第26期 (令和2年2月期)	第27期 (令和3年2月期)	第28期 (当事業年度) (令和4年2月期)
売	1	-	高 (=	千円)	5, 975, 201	6, 479, 464	6, 306, 519	6, 563, 040
営	業	利	益 (=	千円)	809, 222	680, 675	967, 642	283, 555
経	常	利	益 (=	千円)	834, 190	703, 290	999, 425	312, 636
当	期糾	11 利	益 (=	千円)	550, 191	378, 351	521, 886	168, 442
1 杉	株当た!	り当期	純利益	生(円)	62. 90	43. 25	59. 66	19. 26
総	資	ť	産 (=	千円)	10, 282, 551	10, 737, 623	10, 977, 369	10, 651, 381
純	資	ť	産 (=	千円)	9, 302, 602	9, 453, 136	9, 749, 222	9, 690, 042
1 柞			資産額		1, 063. 49	1, 080. 70	1, 114. 54	1, 107. 78

⁽注)当社は、平成30年9月1日付で普通株式について5株を1株とする株式併合を実施しております。第25期(平成31年2月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容(令和4年2月28日現在)

- ①コンテンツ (アニメ・ゲーム・音楽・映像・カードゲーム) の企画、制作
- ②キャラクター商品の企画・製作・販売

(7) 主要な営業所(令和4年2月28日現在)

本 社 東京都練馬区豊玉北5丁目14番6号 池 袋 事 業 所 東京都豊島区南池袋3丁目13番5号 練馬高野台事業所 東京都練馬区高野台2丁目14番1号

(8) 使用人の状況(令和4年2月28日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
142名	28名増	36.8才	7年5ヶ月

- (注) 1. 当事業年度において、当社の使用人数は28名増加し、142名となりました。これは主として、2021年12月1日付で非連結子会社1社を吸収合併したことによるものであります。 なお、平均勤続年数は、当社が吸収合併した会社での勤続年数を通算しております。
 - 2. 使用人数には、アルバイト・パートタイマー23名は含まれておりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他の会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 8,747,642株 (うち自己株式372株)

(3) 株主数 7,197名

(4) 大株主

	株	主		名		持	株	数	持 株	比 率	
								株			%
(株)	ハ	ピ	ネ	ツ	F		2, 6	00,000		29.7	72
(株)	ア	=	メ	イ	1		6	80,000		7.7	77
(株)	ブ	シ	口	_	ド		3	41, 100		3.8	39
野	村	證		券	(株)		2	31, 243		2.6	64
MLI FO	R CLIENT GENE	ERAL OMNI N	ON COLLAT	ERAL NON T	FREATY-PB		1	35, 805		1.5	55
BNY (GCM CLIENT	ACCOUN	T JPRD	AC ISG	(FE-AC)		1	13, 144		1. 2	29
(株) 日	本カス	トデ	イ銀行	f (信 i	託 口)			75, 100		0.8	35
MS	IP CL	IENT	SEC	URIT	IES			63, 966		0.7	73
山	-	下	良		久			62,000		0.7	70
(株) 日	本カスト	ディ銀行	亍 (証券	投資信	託口)			52,000		0.5	59

⁽注) 持株比率については、自己株式372株を除いて計算しております。

(5) 当事業年度中に会社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに 関する事項

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等 に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(令和4年2月28日現在)

地	位		氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代表耳	文締役社長	툿	高	橋	善	之	最高経営責任者 兼最高執行責任者
取	締 谷	殳	内	野	秀	紀	常務執行役員制作部門及び開発部門担当
取	締 後	殳	渡	邉	朋	浩	執行役員コーポレート本部長
取	締 後	艾	原	田		憲	執行役員営業本部長
取	締 名		五十	一嵐	_	開	
取	締 後	殳	浅	津	英	男	株式会社ハピネット常勤監査役
常勤	監査後	殳	杉	本	明	信	
監	査 後	殳	水	戸	重	之	弁護士
監	查 衫	殳	水	谷	安	秀	株式会社アニメイトホールディングス管理部会計室長
監	査 後		柴	田		亨	株式会社ハピネット常務執行役員 経営戦略本部副本部長

- (注) 1. 取締役浅津英男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役杉本明信氏、監査役水戸重之氏、監査役水谷安秀氏及び監査役柴田亨氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、杉本明信氏を株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、今後も継続する予定です。その概要は、役員等が その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けること によって生ずることのある損害を保険者が填補するものです。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

	lett weld data	報酬等の種類別の総額								
役員区分	報酬等の総額	基本報	画州	業績連動幸	報酬等	退職慰労 引当金繰入額				
	(千円)	金額	員数	金額	員数	金額	員数			
		(千円)	(名)	(千円)	(名)	(千円)	(名)			
取締役	138, 773	87, 600	4	19, 980	4	31, 193	2			
(うち社外 取締役)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)			
監査役	12,000	12,000	3	_	_	_	_			
(うち社外 監査役)	(12, 000)	(12, 000)	(3)	(—)	(—)	(—)	(—)			

- (注) 1. 当事業年度末日の役員退職慰労引当金の額は、39,859千円(取締役39,859千円)であります。
 - 2. 上記の取締役及び監査役の員数には、無報酬の取締役(3名)及び監査役(1名)は含まれておりません。
 - 3. 業績連動報酬等として、代表取締役社長、社外取締役及び代表取締役社長が別途指定する者により構成される報酬委員会が定めた金額を各月に按分して毎月支給しております。報酬委員会による業績連動報酬の算定は、直前に終了した事業年度における税引後当期純利益額(令和3年2月期の税引後当期純利益額は521,886千円であります。)及び業績連動報酬の支給(令和3年2月期の支給実績はありません。)、社外取締役を除く取締役(以下「業務執行取締役」といいます。)及び執行役員の基本報酬の額(令和3年2月期は業務執行取締役及び執行役員4名に対し78,585千円を支給しております。)及び業務執行状況等を勘案して行っております。
 - 4. 取締役の報酬限度額は、平成29年5月24日開催の第23期定時株主総会において年額170,000 千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会 終結時点の取締役の員数は6名です。
 - 5. 監査役の報酬限度額は、平成12年5月30日開催の第6期定時株主総会において年額30,000 千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

(5) 役員の報酬等の額の決定に関する方針等

(1)役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、令和2年6月19日開催の取締役会において、役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。その内容は次のとおりです。

当社の役員の報酬等は、当社の業績を十分に反映させるとともに、各役員の職責に応じて適正な水準とすることを基本方針とし、業務執行取締役の報酬等は、金銭による基本報酬、業績等に応じて支給する金銭による業績連動報酬、賞与及び退職慰労金により構成し、社外取締役の報酬等は、その職務に鑑み、金銭による基本報酬により構成します。監査役の報酬等は、常勤監査役につきましては、その職務に鑑み、金銭による基本報酬及び退職慰労金により構成し、非常勤監査役につきましては、その職務に鑑み、金銭による基本報酬により構成します。

当社取締役のうち、代表権のない取締役会長、代表権のない取締役社長及び業務

執行取締役は、執行役員規程(委任型)に基づき、議長である代表取締役社長1名、 業務執行取締役4名、社外取締役1名の6名によって構成される取締役会の決議に より執行役員に選任されます。

業務執行取締役及び執行役員(従業員執行役員を除きます。以下同じです。)の報酬は、取締役会により承認された役員報酬規程に基づき、定時株主総会(平成29年5月24日開催)において決議された支給総額の上限額(年額170,000千円)を超えない範囲で基本報酬と業績連動報酬とに分けて支給いたします。基本報酬は、各取締役の職責と担当を勘案して報酬決定を行うため、取締役会決議に基づき、代表取締役社長にその具体的な内容を委任しております。また、業績連動報酬は、成果報酬としての側面を持つことから、決定手続の客観性・透明性を確保するため、代表取締役社長、社外取締役及び代表取締役社長が別途指定する者により構成される報酬委員会(構成:代表取締役社長兼最高経営責任者兼最高執行責任者 高橋善之、社外取締役 浅津英男、取締役執行役員コーポレート本部長 渡邉朋浩)にその具体的な内容を委任しております。

また、各監査役の基本報酬は、定時株主総会(平成12年5月30日開催)において 決議された支給総額の上限額(年額30,000千円)を超えない範囲で、監査役間にて 協議し、決定しております。

具体的な支給対象と支給金額は後述の「②決定方針の内容の概要」に記載した各方針にて決定しております。なお、賞与及び退職慰労金は、別途株主総会の決議事項としております。

②決定方針の内容の概要

イ. 基本報酬の額の決定に関する方針

基本報酬は、業績連動報酬と合わせた額が定時株主総会(平成29年5月24日 開催)において決議された支給総額の上限額(年額170,000千円)を超えない範 囲で、業務執行取締役及び執行役員に対しては、役位及び代表取締役社長が決 定する等級に応じて役員報酬規程で定める月額を毎月支給し、社外取締役に対 しては同規程に定める金額の範囲内で代表取締役社長が決定し、その月額を毎 月支給します。

監査役の基本報酬額についても、定時株主総会(平成12年5月30日開催)で決議された支給総額の上限額(年額30,000千円)を超えない範囲で、監査役間で協議し決定しております。

ロ. 業績連動報酬の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、基本報酬と合わせた額が定時株主総会(平成29年5月24日開催)において決議された支給総額の上限額(年額170,000千円)を超えない範囲で、業務執行取締役及び執行役員に対して、代表取締役社長、社外取締役及び代表取締役社長が別途指定する者により構成される報酬委員会(構成:代表取締役社長兼最高経営責任者兼最高執行責任者 高橋善之、社外取締役 浅津英男、取締役執行役員コーポレート本部長 渡邉朋浩)が定めた金額を各月に按分して毎月支給します。報酬委員会による業績連動報酬の算定は、直前に終了した事業年度における税引後当期純利益額及び業績連動報酬の支給額、業務執行取締役及び執行役員の基本報酬の額及び業務執行状況等を勘案して行います。当該業績指標等を選定した理由は、事業年度ごとの業績に直結した利益指標である税引後当期純利益額を基礎とし、報酬の支給実績及び業務執行状況を勘案することで客観的に評価を行うためです。

ハ. 退職慰労金の額の決定に関する方針

役員へ支給する退職慰労金は当社の規程に基づいた所定の基準に従い金額を 取締役会により決定し、別途株主総会の決議事項としております。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると 取締役会が判断した理由

当事業年度に係る各取締役の基本報酬については、当社の業績を俯瞰的に評価するため、取締役会決議に基づき、代表取締役社長兼最高経営責任者兼最高執行責任者である高橋善之にその具体的内容を委任しております。高橋善之は、当社の業績を俯瞰的に評価し、株主総会で決議した報酬等の範囲内において、取締役会により承認された役員報酬規程に基づき、業務執行取締役及び執行役員に対す

— 16 —

る基本報酬額を決定していることから、当社の取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容が基本方針に沿うものであると判断いたしました。また、業績連動報酬等については、報酬委員会(構成:代表取締役社長兼最高経営責任者兼最高執行責任者 高橋善之、社外取締役 浅津英男、取締役執行役員コーポレート本部長渡邉朋浩)が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会としても報酬委員会の答申内容が決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(6) 社外役員に関する事項

①各社外役員の主な活動状況

① 日本 「									
区分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要							
取 締 役	浅津英男	当事業年度開催の取締役会に17回中15回出席し、豊富なビジネス経験を踏まえ、主に経営のあり方及び内部統制の観点から数多く発言を行っております。当社の経営戦略や事業計画の策定に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に寄与する役割を果たしております。							
監査役	杉本明信	当事業年度開催の取締役会に17回中全回、監査役会に 18回中全回出席し、豊富なビジネス経験を踏まえ、主 に経営のあり方及び内部統制の観点から数多く発言を 行っております。							
監査役	水戸重之	当事業年度開催の取締役会に17回中15回、監査役会に 18回中16回出席し、主に弁護士としての専門的な見地 から、当社のコンプライアンス体制のあり方等につい ての発言を行っております。							
監査役	水谷安秀	当事業年度開催の取締役会に17回中16回、監査役会に 18回中17回出席し、同業種で培われた豊富な経験と財 務及び会計に関する高い見識を活かし、主に経営のあ り方の観点から多くの発言を行っております。							
監査役	柴 田 亨	当事業年度開催の取締役会に17回中全回、監査役会に 18回中全回出席し、同業種で培われた豊富な経験と財 務及び会計に関する高い見識を活かし、主に経営のあ り方の観点から多くの発言を行っております。							

②他の法人等の業務執行者の兼職状況 該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

22,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると認めたものであります。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく 監査の報酬等を含めております。
 - 3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他 業務の適正を確保するための体制
 - ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制

当社は、当社を取り巻く変化に迅速に対応し、さらに一部の独断専行が起こらないよう、原則として毎週開催する「経営会議」(構成:常勤の取締役・監査役及び議長が出席を認めた者)において、情報の共有化と重要事項の討議及び決裁を行っております。また、この内容は毎月の取締役会において付議や報告がなされ、特に監査役のチェックを受けることで経営の透明性の向上を図っております。さらに業務の適正性を確保するため、以下のことを行っていきます。

- イ. 取締役は、「組織・職務分掌規程」、「職務権限規程」において定められた責任 と執行の手続きに則り業務を行い、常に業務を見直し、改善していく努力をし ます。
- 口. 使用人は「報告・連絡・相談」を重視し、悪い情報ほど早く報告します。
- ハ. 監査役は、独立した立場から取締役の職務執行を監査し、問題について指摘を行います。取締役は指摘された問題につき迅速に対応を行います。
- 二. 内部監査室は、代表取締役会長又は代表取締役社長(代表取締役会長及び代表取締役社長の両方が選任されている場合は、両者で協議の上で決定する者)の直轄の組織として各部門に対し監査を実施し、問題のあった部署に対し改善を求めていきます。
- ホ. コンプライアンスを社員研修における重要なテーマとして取り上げ、その徹底を図ります。
- へ. 社外監査役を選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持と向上を図ります。
- ト. 法的判断を要する案件については速やかに顧問弁護士等に相談し、法令を逸 脱しない体制をとります。
- チ. 取締役及び従業員が監査役又は監査役会に対して当社の内部統制上の問題等 に関する情報提供を行った場合、当該取締役及び従業員は、かかる情報提供を 理由にいかなる不利益な取り扱いを受けないものとします。
- リ. 当社は、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また反社会的勢力による 不当な要求に対しては毅然とした態度で対応してまいります。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を及ぼすリスクを迅速に認識し、その情報を共有化するため、前述の「経営会議」を行い、リスク評価とその対応策を検討しております。また、不測の事態が発生した場合には、弁護士を含む外部のアドバイザーとともに迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役会長及び代表取締役社長(代表取締役会長及び代表取締役社長の両方が選任されている場合は、両者で協議の上で決定する者)に報告し、報告を受けた代表取締役は経営会議を経て取締役会に報告します。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

財務経理部門及び人事総務部門は、取締役の職務の執行に係る情報(稟議書、取締役会及び経営会議など意思決定に係る情報)について、「稟議規程」、「文書管理規程」等に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で記録・保存・管理することとします。

監査役は必要に応じて上述保存及び管理が関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、取締役会に報告します。

上述「稟議規程」及び「文書管理規程」他関連規程は必要に応じて適時見直し、改善を図るものとします。

④取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

最高経営責任者(CEO)を務める代表取締役会長又は代表取締役社長は自ら、年次経営計画に基づいた各本部の目標に対し、職務執行が効率的に行われているかどうかを「経営会議」及び「幹部会」において監督します。各本部担当取締役は、年次計画に対して実施すべき具体的な施策と、その実現に最適な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を経営会議において定期的に報告します。これにより、種々の変化に対応した施策及び効率的な業務遂行体制の構築と、それを阻害する要因の分析とその改善を図っていきます。

また、最高執行責任者(COO)を務める代表取締役会長、代表取締役社長又は各本部担当取締役は、必要に応じ「幹部会」等の下部委員会を開催し、全社的な施策を展開していきます。

⑤監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立 性に関する事項

現在、当社では監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、監査 役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会が監査役と 協議の上、これを指名することとします。また、監査役を補助する期間中、同使 用人への指揮は監査役が行い、同使用人の評価、人事異動、給与等の改定につい ては監査役会の同意を得た上で決定することで取締役からの独立性を確保するも のとします。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、必要に応じて稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるものとします。

取締役及び使用人は、業務又は業績に重大な影響を与える事項について、直ちに監査役に報告するものとし、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。

現在、監査役は定期的に監査法人と意見交換を行っておりますが、監査役の職務遂行にあたり監査役が必要と認めた場合にはその他外部の専門家との連携を図ることのできる環境を整えております。なお、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上述基本方針に基づく業務の適正を確保するための体制等の整備について、定期的に点検を行い、その結果を経営会議を通じて取締役会に報告することにより、適切な運用に努めております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

①取締役の職務の執行について

取締役社長(代表権の有無を問わない。)が主宰する「経営会議」を毎週開催(当事業年度は計49回開催)し、取締役所管情報の共有化と重要事項の討議及び取締役会決裁事項の事前確認等を行いました。また、討議及び事前確認された内容は、毎月の取締役会(当事業年度は計17回開催)において付議や報告がなされ、監査役のチェックを受けました。

②リスク管理体制について

上述の「経営会議」を開催し、そこで業務又は業績に重大な影響を与える業務 提携等について、リスク評価とその対応策を検討しました。弁護士を含む外部の アドバイザーの意見を聴取し、監査法人との意見交換を行うなど、外部の専門家 との連携により、経営判断を補強しております。

③監査役の職務の執行について

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書として、主に業務又は業績に重大な影響を与える業務提携や、不動産賃貸に係る契約書等の内容及び文書の保管・整備状況について、内部監査室と連携して取締役及び使用人にヒアリングの実施・内容及び管理状況の確認等を行い、経営に対する監視強化を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

現状、当社には親会社等はありませんが、主要株主との連携を継続し、今後も当社のコンテンツを最大限に活用するべく主要株主とのシナジーについて可能性を追求していく方針であります。

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

<u>貸借対照表</u> (令和4年2月28日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金 額
【流動資産】	[7, 753, 727]	【流動負債】	[836, 315]
現金及び預金	6, 399, 096	買 掛 金	393, 537
売 掛 金	673, 793	リース債務	965
商品及び製品	242, 704	未 払 金	87, 829
仕 掛 品	247, 463	未 払 費 用	53, 498
原材料及び貯蔵品	1,903	未 払 消 費 税 等	30, 495
映 像 コ ン テ ン ツ	0	前 受 金	59, 131
前 渡 金	3, 175	預 り 金	24, 500
前 払 費 用	30, 516	前 受 収 益	6, 352
そ の 他	157, 885	賞 与 引 当 金	92, 966
貸 倒 引 当 金	△2,812	返品調整引当金	86, 588
【固定資産】	[2, 897, 653]	そ の 他	450
有形固定資産	1, 816, 761	【固定負債】	【125, 023】
建物	866, 226	退職給付引当金	37, 243
機 械 及 び 装 置	2, 133	役員退職慰労引当金	39, 859
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	47, 920
工具、器具及び備品	42, 293	負 債 合 計	961, 338
土 地	905, 994	純資産の	部
建設仮勘定	112	【株 主 資 本】	[9, 687, 178]
無形固定資産	813, 826	資 本 金	2, 361, 275
ソフトウェア	68, 248	資 本 剰 余 金	2, 066, 627
ソフトウエア仮勘定	745, 035	資 本 準 備 金	2, 031, 275
電 話 加 入 権	542	その他資本剰余金	35, 352
投資その他の資産	267, 065	利益剰余金	5, 260, 056
投 資 有 価 証 券	5, 184	利益準備金	81, 168
出 資 金	50, 975	その他利益剰余金	5, 178, 888
破産更生債権等	2,000	繰越利益剰余金	5, 178, 888
長期前払費用	1, 335	自 己 株 式	△781
繰 延 税 金 資 産	142, 707	【評価・換算差額等】	[2, 864]
そ の 他	66, 862	その他有価証券評価差額金	2, 864
貸 倒 引 当 金	△2,000	純 資 産 合 計	9, 690, 042
資 産 合 計	10, 651, 381	負債・純資産合計	10, 651, 381

損益計算書

(自 令和3年3月1日) 至 令和4年2月28日)

(単位:千円)

科	目		金	額
【売 上 高	1			6, 563, 040
【売 上 原 価	1			4, 656, 535
売 上	総利	益		1, 906, 504
【販売費及び	一般管理	費】		1, 622, 949
営業	利	益		283, 555
【営業外収益	1			
受取利息及び	配 当 金		1,900	
不 動 産 賃	貸料		69, 661	
そ の	他		3, 289	74, 851
【営業外費用	1			
支 払 利	息		93	
不動産賃貸	費用		45, 386	
その	他		290	45, 770
経常	利	益		312, 636
【特別利益]			
会 員 権 売	却 益		6, 103	6, 103
【特別損失	-]			
固定資産除			5	
抱合せ株式消	滅差損		13, 165	
ソフトウエア開系			59, 460	72, 631
	当期 純利	益		246, 108
	民税及び事業	税	2, 392	
法人税	等 調 整	額	75, 273	77, 665
当 期	純 利	益		168, 442

株主資本等変動計算書

(自 令和3年3月1日) 至 令和4年2月28日)

(単位:千円)

										(1111)
							株	主	資 本	
								沙	本剰余	金
					資	本	金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当	期	首	残	高		2	, 361, 275	2, 031, 275	35, 352	2, 066, 627
当	期	変	動	額						
剰	余	金(の配	当						
当	期	純	利	益						
株当		本以外	の項目	目の 額)						
当	期変	動	額合	計			_		_	_
当	期	末	残	高		2	, 361, 275	2, 031, 275	35, 352	2, 066, 627

							株	主	資	本	
					利	益	剰	余	金		
					利益準備金	利益	の他 剰余金 益剰余金		剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当	期	首	残	高	81, 168	5, 2	237, 874		5, 319, 043	△781	9, 746, 164
当	期	変	動	額							
剰	余	金 0	り配	当		△:	227, 429		△227, 429		△227, 429
当	期	純	利	益			168, 442		168, 442		168, 442
			· の項目 (純 額	類)							
当;	期変	動	額合	計	_		58, 986		△58, 986	_	△58, 986
当	期	末	残	高	81, 168	5,	178, 888		5, 260, 056	△781	9, 687, 178

	評価・換	評価・換算差額等				
	その他 有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計			
当 期 首 残 高	3, 058	3, 058	9, 749, 222			
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			△227, 429			
当 期 純 利 益			168, 442			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△194	△194	△194			
当 期 変 動 額 合 計	△194	△194	△59, 180			
当 期 末 残 高	2, 864	2, 864	9, 690, 042			

個 別 注 記 表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

映像コンテンツ

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) なお、費用配分方法については、見込収益獲得可能期間における 見込販売収益に基づいております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税 法に規定する方法と同一の基準によっておりま す。 ② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年以内)に基づく定額法を採用しております。但し、サービス提供目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込収益獲得可能期間に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

- ③ リース資産
- ④ 長期前払費用

リース期間定額法によっております。

定額法

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可能性を検討し、 回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

③ 退職給付引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の うち当事業年度の負担額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末に おける退職給付債務の見込額に基づき計上してお ります。

④ 役員退職慰労引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職 給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務 とする方法を用いた簡便法を適用しております。 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社規程

決算期末日後に発生が予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、返品損失の見込

に基づく期末要支給額を計上しております。

額を計上しております。

⑤ 返品調整引当金

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
 - ② 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

3. 追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、今後の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況にありますが、翌事業年度以降は消費者マインドが徐々に改善され、景気は緩やかな回復傾向に向かうものと仮定して、たな卸資産の評価、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響には不確実性があり、 将来における財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(商品及び製品の評価)

(1) 当事業年度に計上した金額

商品及び製品

商品及び製品に係る評価損

242,704千円

42,021千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1)資産の評価基準及び評価方法 ②たな卸資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、商品及び製品の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、当事業年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該正味売却価額との差額をたな卸資産評価損として売上原価に計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

商品及び製品の評価にあたり正味売却価額を見積っており、当該正味売却価額は、主として販売実績に基づき算出しており、当該算出方法は直近の一定期間における販売実績が将来の販売見込額を適切に反映するという仮定に基づいております。また、直近の一定期間における販売実績が将来の販売見込額を反映していない一部の商品及び製品については、将来の販売計画に基づき販売見込額を見積っておりますが、販売単価は安定的であるため、その主要な仮定は予想販売数量であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

商品及び製品の評価は、評価時点で入手可能な情報に基づき判断しておりますが、市場環境の変化や販売計画の見直し等により、正味売却価額が低下した場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)	有形固定資産の減価償却累計額	504, 352千円
(2)	関係会社に対する短期金銭債権	31,989千円
(3)	関係会社に対する短期金銭債務	1,347千円

6. 損益計算書に関する注記 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 655, 686千円 売上原価 115, 817千円 販売費及び一般管理費 21,700千円 営業取引以外の取引による取引高 28,142千円

- 7. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数 普通株式 8,747,642株
 - (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数普通株式 372株
 - (3) 配当に関する事項
 - ① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
令和3年5月27日 定時株主総会	普通株式	227, 429千円	26円00銭	令和3年 2月28日	令和3年 5月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の 種類	配当金の 原資	配当金の 総額	1株当た り配当額	基準日	効力 発生日
令和4年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	227, 429千円	26円00銭	令和4年 2月28日	令和4年 5月30日

(4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数 該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産との相殺

繰延税金負債合計

繰延税金資産純額

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	28,447千円
返品調整引当金	26,369千円
たな卸資産評価損	21,565千円
未払事業所税	1,460千円
退職給付引当金	11,396千円
役員退職慰労引当金	12,197千円
貸倒引当金	1,472千円
減価償却費	7,821千円
投資有価証券評価損	203千円
資産除去債務	155千円
繰越欠損金	31,084千円
その他	4,080千円
繰延税金資産小計	146,254千円
評価性引当額	△834千円
繰延税金負債との相殺	△2,713千円
繰延税金資産合計	142,707千円
繰延税金負債	
未収事業税	1,743千円
投資有価証券	969千円

△2,713千円 一千円

142,707千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

売掛金に係る顧客の信用リスクは、調査機関を用いた与信調査、取引先信用保険の利用等によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません ((注) 2.参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	6, 399, 096	6, 399, 096	_
②売掛金	673, 793	673, 793	_
③投資有価証券	5, 184	5, 184	_
④買掛金	(393, 537)	(393, 537)	_
⑤未払金	(87, 829)	(87, 829)	_
⑥未払費用	(53, 498)	(53, 498)	_
⑦未払消費税等	(30, 495)	(30, 495)	_
⑧預り金	(24, 500)	(24, 500)	_

- (※)負債に計上されているものについては、()で示しております。
 - (注)1. 金融商品の時価の算定方法

答産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

④買掛金、⑤未払金、⑥未払費用、⑦未払消費税等、⑧預り金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	50, 975

出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる ため、時価開示の対象としておりません。

- 10. 賃貸等不動産に関する注記
 - (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、本社ビルの一部についてオフィス等として賃貸しております。 当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は24,275千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸原価は営業外費用に計上)であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位: 千円)

貸借対照表計上額	当期末の時価
929, 878	1, 038, 364

- (注)1.貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 時価の算定方法

期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額(指標等を 用いて調整を行い、時点修正した金額を含みます。)によっております。

- 11. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たり純資産額

1,107円78銭

(2) 1株当たり当期純利益

19円26銭

12. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年4月13日

株式会社ブロッコリー 取締役会 御中

> 三優監査法人 東京事務所 指定社員公認会計士古藤智弘 業務執行社員 指定社員公認会計士齋藤浩史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブロッコリーの令和3年3月1日から令和4年2月28日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象 又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に 関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項 に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でな い場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状 況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基 進で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる 事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容 について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は令和3年3月1日から令和4年2月28日までの第28期事業年度の 取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の 上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、取締役会の審議状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反す る重大な事実は認められません。

- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、 指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年4月15日

株式会社 ブロッコリー監査役会

常勤監査役(社外監査役) 杉 本 明 信 印

社外監査役 水 戸 重 之 印

社外監査役 水 谷 安 秀 印

社外監査役 柴 田 亨 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営指標のひとつとして認識し、適正な利益還元の観点から中長期的な事業展開に向けた将来性収益性の高い分野への投資と強固な経営基盤の確立のための内部留保を図っていくとともに、業績や配当性向を勘案しつつ、安定的かつ継続的な利益配分を行うことを基本方針といたします。具体的には、安定的な配当額として1株あたり年間26円を下限として維持するとともに、業績に連動した配当を行ってまいります。

つきましては、今期の期末配当は、上述の方針に基づきまして、金26円00銭とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1)配当財産の種類 金銭といたします。
- (2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金26円00銭 総額227,429,020円 この結果、当期の年間配当金は、1株につき金26円00銭となります。
- (3)剰余金の配当が効力を生ずる日 令和4年5月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

高橋善之氏、内野秀紀氏、渡邉朋浩氏、原田憲氏、浅津英男氏及び五十嵐一開氏の6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任候補者1名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、各取締役候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、	地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	たかはしよしゆき 高 橋 善 之 (昭和39年6月8日生)	平成25年6月 平成28年4月 平成30年2月 平成30年5月	株式会社トウショウ(現 株式会社ハピネット)入社 株式会社ハピネット・マーケティング代表 取締役社長 株式会社ハピネット取締役 兼株式会社ハピネット取締役執行役員トイ・ 表取締役社長 株式会社ハピネット取締役執行役員トイ・ ホビーユニットゼネラルマネージャー 当社顧問 当社代表取締役社長 兼最高執行責任者 当社代表取締役社長 兼最高経営責任者 兼最高執行責任者 (現任)	1,400株
2	うちのひでき 内 野 秀 紀 (昭和46年5月1日生)	平成18年5月 平成23年6月 平成24年6月 平成30年1月	当社入社 Broccoli International USA Inc. 社長 当社取締役 当社取締役制作本部長 当社取締役上席執行役員制作本部長 当社取締役常務執行役員制作本部長 当社取締役常務執行役員制作第1本部長 当社取締役常務執行役員制作第1本部長 当社取締役常務執行役員 制作部門及び開発部門担当(現任)	2,500株
3	わたなべともひろ 渡 邉 朋 浩 (昭和41年3月14日生)	平成4年4月 平成17年9月 平成18年11月 平成20年5月	エース交易株式会社 入社 株式会社ソフマップ 入社 アットスター株式会社 入社 当社入社 管理本部財務経理部次長 当社取締役管理本部長 当社取締役執行役員管理本部長 当社取締役執行役員コーポレート本部長 (現任)	3,400株

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、	地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
4	はらだけん 原 田 憲 (昭和47年5月13日生)	平成23年1月 平成24年5月 平成28年1月	当社入社 当社カードゲーム部部長代行 当社経営企画室室長 当社取締役経営企画室室長 兼マーケティング本部長 当社取締役執行役員マーケティング本部長 兼経営企画室室長 兼業務推進室室長 当社取締役執行役員営業本部長(現任)	1,900株
5	あさつひでお 浅 津 英 男 (昭和31年3月10日生)	平成13年4月 平成13年6月 平成17年4月 平成21年11月 平成28年5月 平成28年6月	株式会社ダイリン (現 株式会社ハピネット) 入社 株式会社ハピネット執行役員経営戦略室リーダー 同社取締役執行役員最高財務責任者 兼経営戦略室リーダー 同社取締役常務執行役員最高財務責任者 兼経営本部統括 同社取締役専務執行役員最高財務責任者 兼経営本部長 当社監査役 株式会社ハピネット常勤監査役(現任) 当社取締役(現任)	一株
6	すずきしげき 鈴 木 恵 喜 (昭和39年12月19日生)	昭和60年3月 平成21年4月 平成25年6月 平成27年4月 平成31年4月	トンスと (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田)	一株

- (注) 1. 高橋善之氏は、4年間にわたり当社経営に携わっており、当社経営全般における豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社の資本業務提携先である株式会社ハピネットの出身者でもあり、同社との良好な関係を保つ役割をも担っており、引き続き当社のさらなる企業価値向上のため取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - 2. 内野秀紀氏は、IP企画制作部門及び開発部門において培われた豊富な経験と高い見識を有しており、当社の今後の更なる成長のため、取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって16年となります。
 - 3. 渡邉朋浩氏は、財務部門、経理部門、総務部門及び人事部門等を含めた管理部門において 培われた豊富な経験と高い見識を有しており、当社の今後の更なる成長のため、取締役と して選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役としての在任期間は本総会終 結の時をもって14年となります。

- 4. 原田憲氏は、マーケティング部門、営業部門及び経営企画部門において培われた豊富な経験と高い見識を有しており、当社の今後の更なる成長のため、取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
- 5. 浅津英男氏は、社外取締役候補者であります。
- 6. 浅津英男氏においては、株式会社ハピネットの最高財務責任者として培われた会計に関する高い見識を活かし、社外監査役としても当社の経営を適切に監査してきた経験を有しており、当社の今後の更なる成長のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 7. 浅津英男氏には、主に豊富なビジネス経験と会計に関する高い見識を活かし、当社において、経営のあり方及び内部統制の観点から数多くの助言とコーポレート・ガバナンス体制の強化に寄与する役割を果たしていただくことを期待しております。
- 8. 浅津英男氏は現在当社の社外取締役であり、当社の社外取締役に就任してからの年数は、 本総会終結の時をもって3年となります。
- 9. 新任候補者 鈴木恵喜氏は、株式会社ハピネットのトイ・ホビーユニット及びIP戦略部門 において培われた豊富な経験を有しており、当社の今後の更なる成長のため、取締役とし て選任をお願いするものであります。
- 10. 当社は、本議案が承認可決され、浅津英男氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を継続する予定です。
- 11. 当社は、取締役、監査役及び執行役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結しており、今後も継続する予定です。その概要は、被保険者 である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受 けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものです。本議案が承認可 決され、取締役候補者各氏が選任された場合、各氏は同保険契約の被保険者に含まれるこ ととなります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役水谷安秀氏は、本総会終結の時をもって退任し、監査役水戸重之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任候補者1名を含め、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

また、監査役候補者と会社の間に特別の利害関係はありません。

候補者番 号		略歴、地位及び重要な兼職の状況	
1	みとしげゆき 水 戸 重 之 (昭和32年5月9日生)	平成元年4月 弁護士登録(現任) (第一東京弁護士会所属) (西村眞田法律事務所勤務) 平成2年10月 TMI総合法律事務所勤務 平成11年4月 TMI総合法律事務所勤務 平成16年4月 慶応義塾大学法科大学院 講師 平成17年2月 慶応義塾大学活りのメディア・コンテンツ統合研究機構(DMC)教授 平成18年3月 株式会社タカラトミー監査役平成18年4月 早稲田大学スポーツ科学研究科(大学院)講師(現任) 平成18年6月 吉本興業株式会社監査役平成22年1月 株式会社湘南ベルマーレ取締役平成25年12月 筑波大学ビジネス科学研究科(企業法学専攻)講師 平成27年6月 株式会社タカラトミー取締役(現任) 平成27年6月 末式会社と対力ラトミー取締役(現任) 中成28年6月 吉本興業株式会社(現 吉本興業ホールディングス株式会社)取締役(現任) 日本コロムビア株式会社監査役平成30年4月 武蔵野大学法学研究科 客員教授(現任)中元30年6月 株式会社湘南ベルマーレ監査役(現任)令和2年6月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン取締役(現任)	一株
2	にわやすひろ 丹 羽 康 弘 (昭和52年8月18日生)	平成12年4月 信金中央金庫 入庫 令和3年4月 株式会社アニメイトホールディングス入社 専務取締役 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者 水戸重之氏及び丹羽康弘氏は社外監査役候補者であります。
 - 2. 水戸重之氏を社外監査役候補者とした理由は、主に弁護士としての専門的な見地から、当社のコンプライアンス体制のあり方等についての発言を行っていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。
 - 3. 新任候補者 丹羽康弘氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関勤務で培われた豊富 な経験及び同業種の経営幹部としての高い見識を活かし、当社の経営を適切に監査してい

ただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- 4. 当社は、水戸重之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に再任された場合、当該責任限定契約を更新する予定です。
- 5. 当社は、本議案が承認可決され、丹羽康弘氏が社外監査役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定です。
- 6. 当社は、取締役、監査役及び執行役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結しており、今後も継続する予定です。その概要は、被保険者 である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受 けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものです。本議案が承認可 決され、監査役候補者各氏が選任された場合、各氏は同保険契約の被保険者に含まれるこ ととなります。

— 44 —

第4号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定 款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(株主総会参考 書類等の電子提供措置)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項の うち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法 務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置) 第2項を新設するものでありま す。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下豚は冬丈叩刀をかしより。)	
現行定款	変更案	
(株主総会参考書類等のインターネ	<削除>	
ット開示とみなし提供)		
第16条 当会社は、株主総会の招集		
に際し、株主総会の参考書		
類、事業報告、計算書類及		
び連結計算書類に記載又は		
表示をすべき事項に係る情		
報を、法務省令の定めると		
ころに従いインターネット		
を利用する方法で開示する		
ことにより、株主に対し提		
供したものとみなすことが		
<u>できる。</u>		
<新設>	(株主総会参考書類等の電子提供措	
	置)	
	第16条 当会社は、株主総会の招集	
	に際し、株主総会参考書類	
	等の内容である情報につい	
	て、電子提供措置をとるも	
	<u>のとする。</u>	
	2 当会社は、電子提供措置事	
	項のうち法務省令で定める	
	ものの全部または一部につ	
	いて、書面の交付を請求し	
	た株主に対して交付する書	
	面に記載することを要しな	
	<u>いものとする。</u>	

現行定款	変更案
<新設>	<u>附則</u>
	第1条 現行定款第16条の規定の削
	除及び変更定款第16条の規
	定の新設は、会社法の一部
	を改正する法律(令和元年
	法律第70号)附則第1条た
	だし書きに定める施行日
	(以下、「施行日」という。)
	から効力を生ずるものとす
	<u>3.</u>
	2 前項の規定にかかわらず、
	施行日から6か月以内の日
	に開催する株主総会につい
	ては、現行定款第16条はな
	<u>お効力を有するものとする。</u>
	3 本条は、施行日から6か月
	を経過した日又は前項の株
	主総会の日から3か月を経
	過した日のいずれか遅い日
	<u>をもってこれを削除する。</u>

以上

株主総会会場ご案内図

東京都練馬区練馬 1-17-37 練馬文化センター 大ホール (こぶしホール) 電話 (03) 3993-3311



- 都営地下鉄大江戸線「練馬駅」北口より 徒歩1分
- 西武池袋線・西武有楽町線「練馬駅」北口より 徒歩1分